

板橋区立成増北第一公園内ローラースケート場の管理及び運営に関する要綱

平成15年10月14日区長決定

(使用目的及び種目)

第1条 板橋区立成増北第一公園内ローラースケート場（以下「当該スケート場」という。）は、各種ローラースケート種目（スピード・フィギュア・ローラーホッケー・インラインホッケー）又は区長が特に認める運動種目の練習及び大会の場として使用することを目的とする。

(使用時間)

第2条 当該スケート場を使用できる時間は、午前8時から午後6時までとする。
ただし、10月1日から翌年の3月31日までは午後5時までとする。

2 区長が必要と認めるときは、前項の時間を繰り上げ又は繰り下げることができる。

(休場日)

第3条 当該スケート場の休場日は、12月28日から翌年の1月4日まで及び天候等の事情により当該スケート場の使用が危険又は不適當であると区長が判断した日とする。

(使用種目の制限)

第4条 月曜日、火曜日及び水曜日（当該スケート場休場日及び区長が特に指定する日を除く。）の午後1時から閉場時間までは、各種ローラースケート種目のうち、スティック及びパック等を使用したローラーホッケー・インラインホッケーを除く各種競技の練習及び初心者者の遊技としてのローラースケート使用専用日とする。

(独占使用の制限)

第5条 東京都板橋区立公園条例（以下「公園条例」という。）第5条第4項に基づき許可する当該スケート場の独占的な使用は、次の各号を要件とする。

- (1) 業としての写真撮影での使用は、公共的な報道又は広告若しくはドラマ等の撮影を目的とする場合に限る。
- (2) 競技会その他これらに類する催しでの使用は、公立又は私立学校がその行事として使用する場合及び区が主催又は後援若しくは協賛する大会等の開催を目的とする場合に限る。

(占用料)

第6条 本要綱第5条各号に基づき当該スケート場を独占的に使用する場合の占用料は、各々次のとおりとする。

- (1) 当該スケート場を業としての写真撮影のために使用する場合の占用料は、その内容に応じ、公園条例第10条別表第2における写真撮影のための臨時的な占用各項目の金額に、占用時間を乗じた額を基本とする。
- (2) 当該スケート場を競技会その他これらに類する催しのために使用する場合の占用料は公園条例第10条別表第2におけるその他の占用のうち、競技会・集会の金額にローラースケート場の面積を乗じた額を基本とする。

(委任)

第7条 本要綱に定めのあるもののほか、本要綱の施行に関し必要な事項は、土木部長が定めるものとする。

付 則 この要綱は、平成15年10月14日から施行する。